

豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付要綱

平成26年 9月 1日実施
平成28年 3月31日改正
平成28年 4月 1日改正
平成28年10月 1日改正
平成29年 3月31日改正
平成29年 4月 1日改正
平成30年 3月31日改正
平成30年 4月 1日改正
平成30年 5月 1日改正
平成31年 3月31日改正
平成31年 4月 1日改正
令和 2年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する耐震性が不足している木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）の除却工事を行う建物所有者に対し、豊中市震災対策木造住宅除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、本市の区域内の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。第3条第1号及び第7条第1号において「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断技術者 豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第2条第4号に規定する耐震診断技術者をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」（原則、2012年改訂版によるものとする。）に基づく「一般診断法」又は「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。以下同じ。）」により、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定することをいう。
- (4) 耐震診断結果 前号の「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点をいう。
- (5) 除却工事 木造住宅の一棟を全て除却する工事であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。ただし、区分所有建築物（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）である長屋住

宅の場合にあつては、その所有している部分を除却する工事をいい、復旧工事は含まないこととする。

ア 建物所有者が複数である場合は、その全員が同意していること。

イ 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者全員の同意を得ていること。

ウ 長屋住宅の場合は、除却する住宅以外の建物所有者全員の同意を得ていること。

エ 木造住宅に賃借人又は使用借人がいる場合は、補助金の交付の申込日までに退去が完了していること。

オ これまでに他の要綱等に基づき、除却又は耐震改修等に係る補助金等の交付を受けた建築物でないこと。

- (6) 除却工事施工者 除却工事を行う工事請負人で、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けているものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる木造住宅(以下「補助対象建築物」という。)は、本市の区域内に存しているものであり、原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による確認を受けて建築された、地階を除く階数が2以下の木造住宅で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐震診断結果の数値が0.7未満と診断されたもの

(2) 一般財団法人日本建築防災協会「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果、7点以下と診断されたもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象建築物の建物所有者(前年(補助金の交付申込みの日の属する月が1月から5月までの場合にあつては前々年。以下同じ。)の課税所得金額が5,070,000円未満、かつ、資産(銀行その他の金融機関に対する預金及び貯金並びに金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券をいう。)が10,000,000円以下である者に限る。(法人を除く。))とする。

2 建物所有者が複数ある場合は、すべての建物所有者によって合意された代表者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、市長が相当と認めるものに対し、補助金を交付することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、除却工事に要した費用とする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額と400,000円のうちいずれか少ない額とする。ただし、補助対象建築物が区分所有建築物である長屋住宅の場合にあつては、補助対象経

費の額と400,000円に除却した戸数を乗じて得た額のうちいずれか少ない額とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ除却工事を行う前に、豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に申込まなければならない。

- (1) 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し(当該書類がない場合は、建築物用途及び建築確認年月日が確認できるもの。)
- (2) 補助対象建築物の耐震診断結果報告書又は「誰でもできるわが家の耐震診断」
- (3) 除却工事に要する費用が分かる見積明細書
- (4) 補助対象建築物の登記事項証明書等当該補助対象建築物の所有関係が分かる書類
- (5) 補助対象建築物の建物所有者の前年の課税所得金額が分かる書類
- (6) 現況写真
- (7) 除却工事工程表
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申込者に対し豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(変更の申込み)

第9条 前条の補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による補助金の交付決定の通知後において当該除却工事の内容を変更しようとするときは、第7条に準じて豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付変更承認申込書を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助事業の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

2 前項の規定による変更の承認の申込みがあった場合は、市長は前条に準じて内容の審査等を行い、適当と認めたときは、承認を行い、豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申込みの取下げ)

第10条 補助事業者は、除却工事に着手するまでの間、第7条の規定による補助金の交付の申込みを取り下げることができる。

2 第7条の規定による補助金の交付の申込みを取り下げようとする者は、取下届を市長に提出しなければならない。

3 第1項の取下げがあったときは、第8条の規定による補助金の交付の決定がなかったものとみなす。

(着手届)

第11条 補助事業者は、豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付決定通知書を受領後、速やかに除却工事に着手するものとし、着手したときは、直ちに着手届を提出しなければならない。

(工事廃止届)

第12条 補助事業者は、除却工事に着手した後において、やむを得ない事情等により当該除却工事を廃止する場合は、工事廃止届を市長に提出しなければならない。

(完了実績の報告)

第13条 補助事業者は、除却工事の完了後、豊中市震災対策木造住宅除却工事完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (2) 補助対象経費が分かる明細書の写し
- (3) 除却工事完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の豊中市震災対策木造住宅除却工事完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、除却工事が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(立入検査)

第17条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、職員に除却工事の状況若しくは当該除却工事の実施に関する帳簿、書類その他の物件（次条及び第19条において「帳簿等」という。）を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第18条 補助事業者は、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第19条 補助事業者は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、補助金を減額し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助事業者が市長の承認を受けずに除却工事の内容を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行を見込めないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) 補助事業者が除却工事に該当しない工事を行ったとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、豊中市震災対策木造住宅除却補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊中市震災対策木造住宅除却補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(市長の指示)

第22条 市長は、補助事業者に、補助金の使用に関し、必要な指示や指導をすることができる。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第23条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)の定めるところによる。

(申込書等の様式)

第24条 この要綱による申込書等の様式については、市長が別に定める。

(細目)

第25条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。